

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の
実施に向けた関係省令等の一部改正案の概要

- 1 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合における放送法第94条第1項第3号の規定による指定事項を追加する等の改正を行う。
- 2 平成11年郵政省告示第776号（放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する時を定める等の件）の一部を改正する告示案
認定基幹放送事業者の申請により指定事項を変更する場合として、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う認定基幹放送事業者が、その指定された放送時間帯を変更する場合を追加する等の改正を行う。
- 3 平成23年総務省告示第271号（放送法施行規則第86条第1項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項）の一部を改正する告示案
認定基幹放送事業者の事業計画書のうち週間放送番組の編集に関する事項に係る変更の届出について、二以上の認定基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用して放送する場合における届出を要する事項を規定する。
- 4 放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を改正する訓令案
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の認定に係る審査基準を定める。